

第3回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年8月31日（火）
9時30分から11時20分
- 2 場 所・・・ハートフルセンター
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・2名（井上英明委員、福井利和委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第3回日南市農業委員会総会を開会いたします。13 番井上英明委員、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井利和委員より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に3 番河野正信委員、4 番作本眞悟委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。

局 長	本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
局 長	それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました6件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が4件で、受付番号1番、2番、5番、6番は経営規模拡大のためとなっております。使用貸借権設定が1件で、受付番号3番は、新規農業経営のためとなっております。賃借権設定が1件で、受付番号4番は新規農業経営のためとなっております。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました8件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番、3番、8番は植林のため、受付番号4番は駐車場・倉庫用地のため、受付番号5番、7番は一般個人住宅用地のため、受付番号6番は住宅用地のためとなっております。 次に議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は令和3年3月に太陽光発電施設用地として許可を受けましたが、計画の段階で本申請地にパネルが超越することが判明したため、事業計画変更を申請するものです。 次に議案第4号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました22件について意見書を付さなければなりませんの

	局 長	で、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が 21 件で、受付番号 1 番から 10 番、17 番、19 番は植林のため、受付番号 11 番、13 番、16 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 14 番は宅地分譲・通路用地のため、受付番号 15 番は学校用地のため、受付番号 18 番、21 番は駐車場用地のため、受付番号 20 番、22 番は太陽光発電施設用地のためとなっております。賃借権設定が 1 件で、受付番号 12 番は、太陽光発電施設用地のためとなっております。 次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、18 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 1 件、更新の利用権設定が 6 件、所有権移転が 3 件、中間管理権設定が 8 件となっております。 次に、議案第 6 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願いのありました 1 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地して使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は学習室、吾田・油津地区は本会場、東郷・鵜戸地区は視聴覚室、細田・大窪地区は美術工芸室、北郷地区は和室、南郷地区は小研修室でお願いいたします。

9:37	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 6 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。8 月 25 日に電話で確認しました。この案件は 6 月総会で 5 条申請し、その後取下げ申請がありました。酒谷 1 区種子田地区で、国道 222 号線から県道 54 号に入り 300m 程進んだ所にあります。今回改めて 3 条で申請することになり、譲受人は経営規模拡大したいとのことです。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 2 番について説明します。申請地は上隈谷地区です。上隈谷公民館から酒谷方面へ 2 km 程行った右側の畑です。8 月 21 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲受人は、ミカン農家で規模拡大です。譲渡人は、ご主人が亡くなられたことによる規模縮小です。電話で確認しております。特に問題ないと判断しました。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 3 番、4 番は借受人が同じですので一緒に説明します。8 月 25 日、借受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、風田地区田辺の 2 ヶ所です。受付番号 3 番の貸付人は高齢により作業が困難なため、受付番号 4 番の貸付人は規模縮小のためです。借受人は、スイートピーの生産をすることです。貸付人には 8 月 24 日と 25 日にそれぞれ電話にて確認し、間違いないと

10 : 14	歌 津	ということです。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番、6 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。まず受付番号 5 番について説明します。8 月 27 日、譲受人立会いのもと現地調査を行い、8 月 28 日、譲渡人に電話で確認しました。申請地は、南郷町上津屋野の桜木橋を渡り左に 1.5 km 程行った所です。譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は自宅に隣接している畑であるため、話し合いの結果売買が成立しました。申請地は柿の木が植栽され、譲受人はこのまま適正管理していくとのことでした。 続きまして、受付番号 6 番につきまして説明します。譲渡人が外 1 名となっていますが、兄弟です。8 月 26 日父親に確認しました。8 月 27 日に譲受人に電話で確認しました。申請地は、南郷駅から栄松方面へ向い、500m 程行った右手のホームセンターの裏になります。譲渡人は水稻栽培を辞めるとのことです。譲受人は、譲渡人の叔父にあたり現在も水稻栽培をされている農家です。妥当な案件と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 8 件の審議をお願いします。はじめに、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (友)	はい、1 番井上です。受付番号 1 番について説明します。8 月 25 日、申請人が高齢のため息子さん立会いのもと現地調査をしました。申請地は、上隈谷公民館から飢肥方面へ 500m 程行った所から右へ車

	井 上 (友)	で3分程の山中です。申請地は年々鳥獣被害がひどくなり、ここ5年以上管理されていなかったそうです。最近周りの杉の伐採がされ始め、何らかの手違いで申請地のみかんの木も伐採され、殆どみかんの木が残っていませんでした。またこれからも農業をする人がいないので、今回の申請となりました。許可後は、森林組合が適正管理していくとのこと。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2番田端です。まず受付番号2番について説明します。8月25日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請地は、山瀬地区の山手側にあるアパートの北側の山林です。登記地目が畑であることが判明し今回の申請となりました。周りは山林で影響を受ける農地はありません。始末書も添付されています。特に問題はないと思います。 続いて受付番号3番について説明します。受付番号2番の申請にでてきたアパートから700m程登った所です。杉は既に切っており、1年前に切ったようですが、今回120本植栽するにあたり、今回の申請になったようです。周りは山林で影響を受ける農地はありません。始末書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号4番について説明します。8月25日、申請人に電話で確認し、翌26日に代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、鶴戸地区伊比井です。国道220号線沿いの製材業の裏手で、浜地へ降りて行く所の広場です。平成18年6月14日に相続されており当時から畑として形を成していなかったということで、本人も気にしないまま現在に至り、今回登記する際転用されていないことが判り申請に至ったとのこと。現在は、地元住民や行楽で訪れる人の駐車場として開放されています。始末書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長	次に、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 5 番について説明します。8 月 29 日、申請人、代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、南那珂森林組合日南支所から南に 100m 行った左手です。平成 8 年に 5 条許可申請後宅地にされましたが、近年地籍調査が行われ、なぜか宅地と登記されるべき申請地が畑、隣接する畑が宅地と登記されたため、適正に戻すための申請であり、特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4 番作本です。受付番号 6 番について説明します。8 月 25 日、申請人が体調不良ということで叔父立会いのもと現地確認し、26 日に代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区上塚田で、上塚田地区公民館手前 50m の所です。申請人の弟さんから申請人へ名義変更された際、宅地敷地の通路部分の登記地目が田と畑であることが判明し、今回の申請となりました。申請者の叔父が小さい頃から通路として利用していたとのことで、始末書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 7 番について説明します。8 月 25 日、現地確認しました。申請地は、北郷町郷之原にある神社の南側に隣接する住宅用地です。平成 3 年に住宅の増築と敷地内通路庭園の整備を行いました。対象農地 946 m ² のうち 328.76 m ² が通路と庭園の部分と判明し今回の申請となりました。始末書も添付されています。妥当と判断しました。なお、本件面積残地につきましては、駐車場用地として神社に寄付されるとのことで、今回の 5 条申請案件となっています。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。

高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 8 番について説明します。8 月 25 日、申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町昼野上の集落内で、県道都城北郷線から広域農道に続く集落道路の脇道を 500m 入った小高い所にある畑です。以前は自家用で野菜を作っていましたが、周囲が山林でもあり今回離農されるということで、今後は杉を植林されるとのこと。周囲の農地への影響はありません。問題は無いと妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
山 元	はい、議長
議 長	はい、どうぞ。
山 元	はい、18 番山元です。受付番号 5 番案件について質問します。宅地面積が 779 m ² となっていますが、一般個人住宅を建てた残りはどうされるのでしょうか。他の用途があるのですか。
議 長	9 番谷口委員。お願いします。
谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。こちらには、実際は 2 軒家が建っています。昭和 27 年以前に建てられた本家と平成 8 年に息子さんが建てられた家がありまして、地籍調査前は 4 筆の土地でした。地籍調査で農地と見なし合筆し 779 m ² となっています。平成 8 年の申請時は約 300 m ² となっていました。
議 長	よろしいですか。
山 元	では、2 軒で 779 m ² ということですね。わかりました。
議 長	なお、昭和 27 年以前に建てられたということですが、昭和 27 年は農地法が施行された年で、それ以前であれば面積に要件はないということになります。その他にありませんか。
全委員	ありません。

10:28	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請について 1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 1 番について説明します。申請地は、日南市クリーンセンターの前になります。8 月 25 日、申請人と電話連絡をとり確認しました。この案件は令和 3 年 2 月の総会で許可済みですが、太陽光発電施設を設置するにあたり許可済地を超越するため、今回の事業計画変更申請となりました。当時担当の田端委員の情報提供と協力をいただいております。問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	この件につきましては、以前許可した所と後ほど出てきます今回許可する 5 条申請の関連もありますので、事務局は従前の許可地を上段、変更後が下段に記載するというようにみんなに分かりやすく記載していただきたいと思います。よろしいですか。
	事務局	はい。わかりました。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
10:30	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
10:30	議 長	次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請について 22 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 4 番について、担当委員より報告願います。

	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番から 4 番について説明します。8 月 25 日譲受人立会いのもと 4 案件の現地調査をしました。4 案件とも譲受人は同じです。譲渡人については電話にて確認しました。申請地は、飢肥板敷の振徳高校東側の山地です。4 案件とも地目は畑で隣接しています。無断植林及び雑木林となっていました。譲渡人は管理が出来ないということで所有権移転となりました。譲受人は林業を営んでおられ、転用後は立木を伐採、植林し管理するとのこととです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。4 案件とも始末書が添付されています。なお、受付番号 1 番は、3,000 m²を超える案件ですので、既に 8 月 27 日に県の調査がありました。問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番から 7 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。まず受付番号 5 番について説明します。この案件は、第 2 回総会で審議された案件でしたが、その後申請人から取下書の提出があり、改めて今回申請があったものです。第 2 回総会時での案件では、譲受人が未成年者でしたが、今回父親で申請されたものです。申請地は、小布瀬滝ノ口です。国道 222 号線から紫陽花ロードに入り約 800m 行った道路の右側です。問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。 続いて受付番号 6 番について説明します。申請地は酒谷地区割籠谷です。国道 222 号線を登っていくと左側に新村林道、割籠谷林道入り口の看板があり、そこから左へ 1,000m 程行った所です。譲受人、譲渡人には 8 月 26 日電話で連絡を取り 27 日に譲受人と現地確認しました。この土地は以前畑でしたが、父親が杉を植林し、その後母親が相続したということです。譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の申請となりました。譲受人は、今後適切な森林管理をしていくとのこととです。周囲は山林化しており、農地として利用するには困難な土地であると判断しました。始末書も添付されています。 続いて受付番号 7 番について説明します。申請地は酒谷地区割籠谷です。譲受人は、受付番号 6 番と同じです。面積の大小の田と畑が点在しています。譲受人、譲渡人には 8 月 26 日電話で連絡を取り 8

向 高	月 27 日に譲受人と現地確認しました。譲渡人は施設入所のため娘さんから話を聞きました。この土地は以前田及び畑でしたが、父親が杉を植林し、その後母親が相続したということです。譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の申請となりました。譲受人は、今後適切な森林管理をしていくとのこと。周囲は山林化しており、農地として利用するには困難な土地であると判断しました。始末書も添付されています。なお、申請地は 3,000 m²を超える案件ですので、県の調査があります。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番から 10 番について、担当委員より報告願います。
三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 8 番から 10 番について譲受人が同じですので同時に説明します。申請地は飢肥地区永吉です。飢肥城から北西の方向に約 1 km の所で、日南市の飢肥第二配水池の北側で、急傾斜の谷が深い山間です。周りはずべて山林で農業が出来るような所ではありません。譲渡人は、高齢で無職、申請地は相続財産です。電話対応が困難なため代理人に確認し間違いのないことでした。事後承認ということで、始末書も添付されています。譲受人は素材生産業者で、許可後は補助金を活用し森林組合に依頼し植林、適正管理していくとのこと。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、17 番山本です。受付番号 11 番について説明します。8 月 25 日、譲渡人、譲受人に電話で確認しました。申請地は、戸高二丁目大柳街区公園の東側 100m の所です。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのこと。譲受人は 907 m²のうち、319.01 m²に住宅を建築する計画です。なお、建築にあたって、西側は住宅で東側と南側に農地が隣接していますが、境界にはブロック塀を設置し、雨水は北側側溝に排出する計画です。許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。

	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 12 番について説明します。申請地は、日南市クリーンセンターの前になります。8 月 25 日、借受人と電話連絡を取り確認し、貸付人立会いのもと現地調査しました。田端委員の情報提供と協力をいただいております。この案件は、第 3 号議案の太陽光発電施設用地として許可済み用地の隣接地になります。問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番、14 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。まず受付番号 13 番について説明します。8 月 25 日、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人、譲受人は親子です。申請地は星倉六丁目にある産業道路沿いの大型薬局裏の住宅地です。将来の安定した居住生活のための住宅を新築したいとのことです。正面と右側が道路で奥が住宅で左側が農地となります。境界には土台より 1m 高いブロックを設置し、土砂の流出防止の対策を講じます。排水汚水は公共下水道に流し、雨水は道路の側溝に流します。特に問題ないと判断しました。 続いて受付番号 14 番について説明します。8 月 25 日譲受人の代理人立会いのもと現地調査しました。申請地は吾田東九丁目です。国道 220 号線を油津から飫肥に向かい自動車販売会社の先を右に曲がり踏切を越えてすぐの住宅地です。譲受人は不動産業を営んでおり閑静な場所を探しバランスの取れた良質な住宅を提供することを目的としています。申請地は住宅地として発展しており生活に便利な場所で希望者が多いということです。1,320 m²の敷地を 4 分割して建売住宅を 4 棟建設したいとのことです。申請地の右側と奥は農地ですが、高さ 60 cm のブロック擁壁を設け雨水が農地に流れ込まないようにし、汚水は公共下水道に流します。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号 15 番について担当委員から報告願います。
	平 賀	はい、14 番平賀です。受付番号 15 番について説明します。8 月 26 日譲受人と代理人立会いのもと現地調査しました。なお、譲渡人

	平 賀	には8月28日電話で確認しました。この案件は3,000㎡を超えますので、県の調査が行われます。申請地は東郷地区東弁分にある日南学園高校野球部のグラウンドの隣接地です。申請地の地目は田になっていますが、現況は日南学園高校野球部のサブグラウンドと駐車場として既に利用されています。譲渡人の父の時代から長年手続きをしないで埋め立てしていた農地です。譲受人の日南学園高校は野球部員が100名程在籍し、練習場が不足していたため、平成20年頃から譲渡人の承諾を得て申請地が農地であることを知らずサブグラウンドとして借用していたとのことです。申請地内には水路がありますが、譲受人へ払い下げる方向で市の建設課と協議中です。農地は平地にありますが、山際で耕作に不利な条件下にあり、無断転用の案件ではありますが学校関連の施設であり、始末書も添付してありますので許可はやむを終えないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に、受付番号16番、17番について担当委員から報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。まず受付番号16番について説明します。8月26日に譲渡人、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は東郷地区殿所、東郷橋手前200mの道路脇に位置します。譲渡人は、三方を住宅及び農道に囲まれ、農地として管理できないとして手放したいとの意向で、譲受人は現在借家住まいの4人家族で、住宅建設地を探しており日当たりも良く周囲の住宅状況条件も良かったことから相談されたとのことです。住宅建築にあたり境界線の確認、生活用水、雨水排水につきましても該当地区の土地改良区に了承を得ており問題ないと思います。周りの農地にも影響ないと思います。 続いて受付番号17番について説明します。8月26日譲渡人立会いのもと現地調査しました。申請地は東郷地区松永荒神免です。県道28号線から約1km山間部に入った所です。譲渡人は数年前に相続しましたが、桑の木や桜の木、桐が植林されており山林と思っていたとのことです。宮崎市在住で管理できないため今回譲受人へ所有権移転したいとのことです。周辺は鳥獣被害で荒れていて休耕しており問題ない判断しました。始末書も添付されております。ご審議よろしくお願いします。以上です。

	議 長	次に、受付番号 18 番、19 番について担当委員から報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。まず受付番号 18 番について説明します。8 月 28 日に譲渡人に電話で確認し譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は大堂津三丁目です。大堂津駅より国道 222 号を南郷方面へ約 70m 進み、右折し 50m 行った右手です。申請地は長年にわたり貸付地となっており、貸人は住宅を建て済んでいましたが近年亡くなられ令和 3 年 6 月に住宅を取り壊し譲渡人に戻されたとのことです。譲渡人は高齢で管理できないとのことでした。譲受人は以前から自家用の駐車場を探されており、自宅の隣ということで話がまとまったようです。周囲は住宅地で農地はありません。申請地の周囲にはブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は傾斜を利用し道路側の側溝へ排出するということです。苦情等があれば、その都度対応するとのことです。始末書も添付されており特に問題ないと判断しました。 続いて、受付番号 19 番について説明します。8 月 27 日譲受人に連絡し、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区下方で、大堂津小学校から西へ約 250m 行った周辺です。譲渡人は、父親より平成 12 年に相続しましたが、山林化しており、高齢で今後管理ができないとのことで、知人の紹介で譲受人と売買の話がまとまったとのことです。譲受人は購入後クヌギを植林し管理していきたいとのことです。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されており特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長 日 高	次に、受付番号 20 番について担当委員から報告願います。 はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 20 番について説明します。8 月 29 日譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区上方です。細田中学校横の県道を西に約 50m 行った県道沿いの水田です。申請地の北側は令和 2 年 6 月に当委員会に太陽光発電用地として農地転用許可申請があり許可されています。南側は水路を挟んで県道です。西側も水路を挟んで住宅地ですので周辺に農地はありません。許可妥当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

10:54	議 長	次に、受付番号 21 番について担当委員から報告願います。
	谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 21 番について説明します。この案件につきましては、議案第 2 号受付番号 7 番案件の残地です。申請地は現在休耕地となっています。譲渡人が神社に駐車場として寄付するということです。譲受人は、駐車場として整備し利便性を図るとのことです。周囲への影響は特に問題ないです。許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	次に、受付番号 22 番については私から報告します。
	谷 口 (久)	申請地は、南郷町谷之口の J R 谷之口駅から北に約 100m の所に位置します。譲渡人の自宅に接続した農地です。7 月 29 日に譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は国土調査による地図を復元して、境界は申請地と宅地並びに法定外道路に区分されておりました。排水については法定外道路との境に畦を作り集水し現在ある畑からの配水管を通じ道路側溝に流すとのことです。道路と宅地に囲まれた農地で転用に係る影響は少ないものと思われます。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号について、許可妥当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号農用地利用集積計画について 18 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 1 番について説明します。8 月 24 日電話確認しました。申請地は、北郷地区大藤です。上大藤バス停のすぐ左の農道を入れてすぐの左の土地です。借受者は令和 3 年 3 月頃から借りておられ、今回農業振興公社が間に入ることとなりました。

木佐貫	た。借受者は倉迫に自宅があり、ピーマン経営をされています。特に問題ないと思います。農地利用計画の所有権移転である 8 番との関連であります。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続いて、受付番号 2 番、3 番について、担当委員より報告願います。
山 口	はい、16 番山口です。借受人が同じですので受付番号 2 番、3 番一緒に説明します。8 月 26 日に借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、飢肥地区楠原です。貸付者には 8 月 26 日確認し間違いありませんとのことでした。借受者は水稻 150 アール、果樹 100 アール耕作されており日常の管理も行き届いています。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続いて、受付番号 4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5 番杉本です。借受者が同じですので受付番号 4 番、5 番一緒に説明します。8 月 27 日に貸付者に会い確認し、8 月 29 日、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区西寺です。西寺研修センターから東の方向に直線で 50m の位置に 2 ヶ所あります。借受者は 16 年前に岡山県から I ターンで日南へ来られました。ハウスいちご栽培と家庭塾、ピアノ教室をされています。経営も順調で申請地は自宅より 1、2 分の所にあります。更新なので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続いて、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
河 野	はい、3 番河野です。受付番号 6 番について説明します。8 月 24 日に申請人と電話で連絡を取り、8 月 25 日、現地調査しました。申請地は、北郷地区内之田です。県道 430 号線沿いの内之田公民館より北郷駅に向かって約 50m の商店を右折し、踏切を渡った水田地帯です。借受者は大規模農家で問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続いて、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。

11:01	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。貸付者と借受者は親子関係になります。8月28日に借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、南郷地区脇本です。県道南郷北方線沿いの潟上小学校手前の一画の水田と山の中腹にあるみかん畑になります。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号8番について担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号8番について説明します。、7月27日に農地売買事業協議があり確認した案件です。8月24日譲渡者と電話で確認し申請地は、北郷地区大藤です。上大藤バス停のすぐ左の農道を入れて左の土地です。譲渡人は離農者で、農地売買事業を使った農業振興公社への所有権移転です。農地利用集積計画の1番との関連です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3番河野です。受付番号9番について説明します。8月24日に譲受人と電話で連絡を取り、現地調査しました。申請地は、北郷地区大藤です。県道日南高岡線を田野方面へ向い、大藤橋の信号機の手前200m右下にある農地です。8月24日譲渡人と直接会い、この案件は間違いなく、高齢のため規模縮小したいとのことでした。譲受人

11:05	河 野	は施設野菜、水稻、露地野菜を栽培しており、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 10 番について説明します。8 月 27 日に譲受人に、8 月 26 日に譲渡人に確認しました。譲渡人 2 名は兄弟です。申請地は南郷地区谷之口です。国道 220 号線沿いにある谷之口研修所の斜め前の水田地帯の一面です。譲渡人は水稻栽培をされておらず、譲受人が管理されており、以前から売買の相談をされていたとのことです。譲受人は、繁殖牛 70 頭の畜産農家です。申請地には三尺ソルゴーを作付けされており、これからも飼料作物を作り管理していくとのことです。妥当な案件と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。受付番号 11 番、12 番について担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 11 番、12 番一緒に説明します。申請地は下隈谷地区です。県道日南南郷線を南郷方面へ進み、下隈谷の酒造会社から左折した左側の水田です。受付番号 11 番の 2 筆、受付番号 12 番の 3 筆になります。8 月 27 日、貸付者立会いのもと現地確認しました。中間管理機構との設定ですので、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。

	議 長	次に、受付番号 13 番について担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、14 番平賀です。受付番号 13 番について説明します。8 月 26 日に現地調査を行いました。貸付者は南郷町在住ですが、連絡が取れませんでした。申請地は東郷地区の日高嶋の工業団地から東九州高速道路方向へ 200m の所に位置する畑です。中間管理機構との設定ですので、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	次に、受付番号 14 番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 14 番について説明します。8 月 26 日に現地調査を行いました。貸付者は隈谷在住ですが、連絡が取れませんでした。申請地は東郷地区益安です。農機具センターから市道へ入り 500m の所に位置する水田です。中間管理機構との設定ですので、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	次に、受付番号 15 番について担当委員より報告願います。
	作 本	はい、4 番作本です。受付番号 15 番について説明します。8 月 26 日に現地調査を行いました。申請地は細田地区上塚田です。上塚田公民館から広域農道へ抜ける道路周辺に点在する 4 筆です。貸付者は所有権を移転し今回農業振興公社に預けるということです。中間管理機構との設定ですので、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	次に、受付番号 16 番から 18 番について担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 16 番から 18 番について説明します。8 月 28 日に現地調査を行いました。受付番号 16 番、受付番号 17 番の申請地は南郷地区脇本の水田地帯の一角になります。受付番号 18 番の申請地はハートフルセンターから南郷駅方面に約 200m の道路沿いの水田になります。中間管理

11:10	加 藤	との設定ですので、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 6 号、非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願ひます。
	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 1 番について報告します。8 月 25 日に現地調査しました。申請地は、吾田地区星倉です。時任町から J R 日南線の踏切を超えて岩崎稻荷神社に向けて山を約 300m 登っていった所です。周辺は、ほとんど竹藪で山林化しております。農地として復元は困難であるために、今回の申請となりました。以上のことから、非農地証明は妥当であると思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
11:13	議 長	では、議案第 6 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第 6 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。

11:20	議 長	なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》 終 了
-------	-----	---

第3回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長 山口 久光 

署名委員 河野 正信 

佐本 真悟 